

平成25年3月
長官官房総務課

第25回警察庁政策評価研究会要旨

1 日時

平成25年2月8日（金）午後2時00分から午後4時00分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

委員

前田 雅英 首都大学東京都市教養学部教授（座長）
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社広報部長
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

警察庁

坂口 正芳 官房長
鈴木 基久 政策評価審議官
山下 史雄 官房審議官（生活安全局）
辻 義之 官房審議官（刑事局）
土屋 知省 官房審議官（交通局）
河邊 有二 官房審議官（警備局）
高野 剛行 技術審議官
斉藤 実 総務課長
古谷 洋一 保安課長
河合 信之 犯罪収益移転防止管理官
山岸 一生 総務課情報公開・個人情報保護室長
岸田 憲夫 交通企画課交通安全企画官
堀金 雅男 科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

4 議題

- (1) 平成25年度政策評価の実施に関する計画（案）について
- (2) 平成25年度実績評価計画書（案）について
- (3) 事業評価書（道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制）（案）について

- (4) 事業評価書（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制）（案）について
- (5) 事業評価書（道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制）（案）について
- (6) 事業評価書（銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制）（案）について

5 議事要旨

- (1) 議題(1)から(2)について、総務課情報公開・個人情報保護室長から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

今回の実績評価計画書は様式が変更されたが、作成に当たり、原課（政策所管課）の負担となったのではないかと。また、予算額は書きづらいということは分かるが、行政事業レビュー対象事業の額を足し合わせれば、ある程度反映できるのではないかと。

基本目標5業績目標2（大規模自然災害事案等の重大事案への的確な対応）、業績目標の達成目標において、「実戦を想定した」という表現があるが、この表現は軍隊を想起させるのではないかと。

達成手段の記載の順序づけはどうなっているのか。

「達成手段（開始年度）」及び「達成手段の概要欄」の記載は、業績目標を達成するための達成手段とその概要を記載していると理解しているが、達成手段では「促進する」とあるのに、その概要では「推進する」とされているなど、文言が混在している。

基本目標2業績目標1（重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上）の達成手段「適切な死体取扱業務を推進するための取組」について、達成手段を表すべきところに目的を表す文言が混在しており、おかしいのではないかと。

基本目標1業績目標3（良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止）の達成手段「関係省庁・団体との連携の推進」について、知財事犯の関係省庁として経済産業省等を入れるべきではないかと。

- (2) 議題(3)について、交通安全企画官から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

中型免許の導入自体により、明らかに社会的コストが生じており、中型免許について評価すべきではないのか。

- (3) 議題(4)について、犯罪収益移転防止管理官から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

規制に係る社会的コストを記載すべきではないか。例えば、ブラックマネーがGDPの2%だったとして、記録保存をするために毎年40兆円の費用がかかるという場合、この政策を維持することは難しくなる。コストは不明だが受忍すべきという記載はよくない。

効果の示し方はいろいろな方法があり、今回は、疑わしい取引の届出件数とそれを端緒とした検挙件数を出しているが、他方、数字にはなっていないが本制度により抑止されている部分があり、それがあつたらうと推察できる「流れ」についてもあらかじめ示しておくべき。可能であれば「見えない部分」の効果を含めた全体の効果の「見取り図」を書いた方がよい。

疑わしい取引の届出を端緒として検挙に至った事件で、具体的にどれくらいの金額を犯罪収益に移転するのを阻止できたかという数字があればかなり説得力がある。

義務履行の確保について、是正命令件数等が多いかどうかを分析するというよりは、チェック機能の存在により、課した義務が生きたものとして事業者に対してインパクトを持つこととなるということを記載した方がよいのではないか。

- (4) 議題(5)について、交通安全企画官から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等は特段なかった。
- (5) 議題(6)について、保安課長から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

因果性を立証できないので効果があるとは言えないとすると、評価が難しいのではないか。もう少し強気で書いてもいいのではないか。

発砲事件の認知件数・検挙件数は、施行前後を比べると減少していることは明らかであり、両罰規定の適用はなくとも、この規制により、発砲事件に対する抑止効果が働いた可能性があることを書いてもいいのではないか。

ミクロ的なメカニズムが判然としていなくても、一般の方がこの評価書を見ることを考えれば、もっと主張があつてもいいのではないか。

(6) 総括

評価書の作成に当たっては、自画自賛すると批判され、苦勞が多いと察する。

以上